

北上市告示乙第117号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）について、その所有者等を確知できないため、法第14条第10項の規定により必要な措置を命じる。

令和4年11月14日

北上市長 高橋敏彦

- 1 建築物等の所在地  
岩手県北上市常盤台一丁目748番地2
- 2 建築物の種類等  
種類 居宅  
構造 木造、亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- 3 所有者等に命じる必要な措置の内容  
建築物等を除却すること。なお、建築物等の内部又はその敷地に残置されている動産について、これを搬出し適正に処理すること。
- 4 措置の期限  
令和4年11月30日
- 5 北上市長による措置  
所有者等が4の期限までに3の措置を行わないときは、北上市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、3の措置を行う。
- 6 動産等の取扱い  
市長等が3の措置を行うときは、一見して明白に相当の価値があるものと認められない限り、建築物等の中及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、4の期限までに以下の連絡先まで通知すること。
- 7 連絡先  
北上市都市整備部都市計画課  
電話 0197-72-8278